

道路（給水装置）工事時の注意点

□保安施設写真（保安看板等・交通整理員）の提出

- ・車両通行止め・片側交互通行・交通整理員の状況が道路工事等協議書と相違ないか、また、安全確保ができていないかを写真管理すること。

□路床転圧の施工管理写真の提出

- ・良質土により一層ごとの巻きだし厚20～30cmとし、一層ごとに転圧状況、出来形検測を写真管理すること。

□路盤転圧の施工管理写真の提出

- ・10cmを目安とし、一層ごとに転圧状況、出来形検測を写真管理すること。

□写真の画像や文字について

- ・写真のピントずれや雨粒で施工写真や黒板の記載文字が見えづらくなることがないように注意すること。

□側溝下等の推進工法について

- ・工事申請時に使用する推進工法機材のカタログを添付すること。施工時には推進工法機材の施工状況等の写真管理をすること。

□サドル分水栓による給水管取り出しについて

- ・サドル分水栓は本管に対して垂直に設置すること。
- ・取り出し管は道路と宅地の境界まで本管と同深度とするため、上取りは行わないこと。
- ・他のサドルから30cm以上離すこと。
- ・本管からの取り出しは直管部からとすること。
- ・本管がダクタイル鋳鉄管(DIP)の場合、コアを設置すること。
- ・サドル部分にポリスリーブを設置すること。
- ・石綿管からの分岐作業をする際、申請時に下記修了証のどちらかを添付すること。
 - (1) 労働安全衛生法による技能講習修了証（石綿作業主任者技能講習）の写し
※2006年4月1以降のもの
 - (2) 特定化学物質等作業主任者技能講習修了証の写し
※2006年3月31以前のもの

□給水管布設について

- ・本管の占用位置（土被り・離れ）、取り出し管の占用位置（土被り・離れ）及び占用長を写真管理すること。
- ・管上30cmに埋設明示シートを布設すること。
- ・他の占用物（給水管・污水管など）から30cm以上離すこと。
- ・取り出し管は道路と宅地の境界まで本管と同深度とすること。
- ・宅地内で埋設深を浅くする際、口径30mm以上はエルボを使用し管体に負担がかからないようにすること。
- ・申請の内容により、量水器より二次側に逆流防止の器具の設置を指示する場合があるため、事前に確認すること。
- ・原則、止水栓は境界から1.0m以内に設置すること。
- ・原則、量水器は止水栓から1.0m以内に設置すること。
- ・量水器・止水栓筐（FCD製、座台付）は市章入りを使用し、検針に支障のない場所に設置すること。
- ・原則、取り出し管は量水器までポリエチレン二層管とする。

※その他詳細については事前に水道課工務係へ確認すること。

建設部 道路河川課 からの連絡事項

占用物件・占用工事に伴う注意について

1. 人孔等占用物件の管理について

近年、道路沿線住民による振動、騒音苦情が増加しておりますが、その中でも特に人孔に起因する振動・騒音の苦情が多くなっております。占用者の皆様におかれましては、自己の占用物件については占用者の管理物であるという自覚を高め、日ごろの点検、整備を欠かすことなく、管理に当たっていただくとともに、苦情や道路管理者からの指導があれば、速やかに対応していただくようお願いいたします。

2. 舗装復旧について

占用工事につきましては、仮復旧状態の苦情等が増加しております。仮復旧状態では自然転圧により掘削部が下がり、それによって振動が発生した例が多数あり、仮復旧状態の舗装がはがれた事例も生じております。

占用者の皆様におかれましては、仮復旧状態にある舗装につきまして特に管理に気を遣うとともに、交通量の多い交差点等は仮復旧時からアスファルト舗装を厚くするなどの工夫をお願いいたします。

また、本復旧後も舗装の継ぎ目による振動苦情などが多く発生しております。

占用者の皆様におかれましては舗装の継ぎ目に極力段差が生じないように施工していただくとともに、舗装継ぎ目のクラックなども放置せず、水が侵入しないようシーリングにて処理するようお願いいたします。

3. 交通規制について

交通規制を行う際には必ず所轄の警察署より道路使用許可を取得し、その指示を遵守するようお願いいたします。

占用工事に伴う交通規制を行う際には極力、交通渋滞を生じさせぬよう注意をお願いいたします。

4. 掘り返しの規制について

道路構造の保全及び円滑な交通を確保するため、次のとおり掘り返しの制限がありますので確認をお願いいたします。

○ 1 級、2 級及び幅員 5. 5 m 以上の幹線となる市道

◇ A s 2 層…3 年

◇ A s 1 層…2 年

○ その他市道

◇ A s 2 層…2 年

◇ A s 1 層…1 年

占用工事における留意点

1. 工事の施工について

- 工事着手にあたり必ず工事看板等の保安施設を設置すること。
- 路床の埋戻しは、良質土により一層ごとの巻きだし厚 20 ～ 30 cm とし、タンパー、振動ローラ等でよく締め固めすること。
- 路盤転圧は、一層 10 cm を目安に、入念に転圧すること。
- 舗装転圧では、プライムコートを必ず行い表層仕上げ、転圧は振動ローラを使用すること。
また、舗装の継ぎ目は 15 cm 程度の断切り施工とし、横断方面の斜め切りは 45° ～ 60° とすること。
- 影響範囲をとった後、1. 2 m 以内に舗装の継ぎ目がある場合はその部分も影響範囲とし舗装復旧すること。
- 仮復旧から本復旧施工までの自然転圧期間は充分に取り、かつ本復旧は 3 ヶ月以内に実施すること。この間の維持管理（穴ぼこ等）には万全の注意を払うこと。

2. 工事写真について

- 工事全体の流れがわかるように工種ごとに工事過程（着手前、施工状況、出来形管理、完成等）が容易に把握できるように整理すること。
特に、完了後外部から見えない部分の撮影に注意すること。
- 写真撮影は黒板に工事名、工種、測点、設計寸法、実測寸法を記入すること。

3. 工事完了検査について

- 占用者は、工事の検査調書の写しを工事完了届に添付すること。
- 検査に当たっては、占用者（現場責任者及び施工管理担当者）が立ち会うこと。

以上の点について留意していただき事故のないよう監督等よろしくお願い致します。